

岩手中部広域行政組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画（第２期）

令和６年４月１日
岩手中部広域行政組合

岩手中部広域行政組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

１．計画期間

本計画の期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月31日までとする。

２．女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

３．現状の把握と分析

（１）採用した職員に占める女性職員の割合

年度	採用者数	うち男性（人、％）		うち女性（人、％）	
令和元	０人	０人	0.0	０人	0.0
令和２	０人	０人	0.0	０人	0.0
令和３	０人	０人	0.0	０人	0.0
令和４	０人	０人	0.0	０人	0.0
令和５	０人	０人	0.0	０人	0.0

【分析】この期間に職員採用はなかった。

(2) 平均した継続勤務年数男女差異（令和6年4月1日現在）

男性職員	平均年数	3.8 年
	年数計	23 年
	職員数	6 人
女性職員	平均年数	1 年
	年数計	1 年
	職員数	1 人
男性職員に対する女性職員の平均年数割合		26.3%

【分析】当組合の職員は7名で、男性職員6名（うち構成市町からの派遣職員は5名）、女性職員1名（うち構成市町との人事交流職員は1名）となっている。

構成市町からの職員の派遣期間は概ね2年である。

女性職員の人事交流は令和5年度から開始しているため、平均割合が少ないものと分析する。

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（令和5年4月～令和6年3月）

実績月	超過勤務時間数(時間)	一人当たり平均(時間)
令和 5 年 4 月	23	5.8
年 5 月	0	0.0
6 月	7	1.8
7 月	0	0.0
8 月	0	0.0
9 月	31	7.8
10 月	7	1.8
11 月	35	8.8
12 月	21	5.3
令和 6 年 1 月	18	4.5
2 月	9	2.3
3 月	4	1.0
合計	155	38.8

※対象職員数は4名（管理職除く。）

【分析】一人当たりの超過勤務時間が平均45時間を超える月がある場合、勤務状況に課題があるとされているが、当組合においては11月の8.8時間が最大値であるため、問題ないと分析する。

(4) 管理的地位にある職員及び各役職階級にある職員に占める女性職員の割合

(令和6年4月1日現在)

役 職	職員数 (人)	うち男性 (人、%)		うち女性 (人、%)	
部長級 (管理的地位)	1	1	100.0	0	0.0
課長級 (管理的地位)	1	1	100.0	0	0.0
課長補佐級	1	1	0.0	0	0.0
係長級	1	1	100.0	0	0.0
その他の職員	3	2	66.7	1	33.3
合 計	7	6	85.7	1	14.3

【分析】女性職員は人事交流職員のみであり、プロパー職員の採用は平成27年度からのため、管理的地位にある職員がいないと分析する。

(5) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間 (令和5年度)

男性 (人、%、日)				女性 (人、%、日)			
対象者数	取得者数	取得率	平均取得期間	対象者数	取得者数	取得率	平均取得期間
0	0	0.0	—	0	0	0.0	—

【分析】対象者がいないことから取得者なし。

(6) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

(令和5年度)

男性 (人、%、日)				女性 (人、%、日)			
対象者数	取得者数	取得率	平均取得期間	対象者数	取得者数	取得率	平均取得期間
0	0	0.0	—	0	0	0.0	—

【分析】対象者がいないことから取得者なし。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容

(1) 令和10年度までに、職員に占める女性職員の割合を25%以上にする。

- ・性別にかかわらず能力や適性を基準に、優秀な人材の確保に向けた取組を行う。

(2) 令和10年度までに、女性職員の育児休業取得率は100%とし、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率を50%以上とする。

- ・制度の周知徹底を図るとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。